

農地法関係申請に係る提出書類

★第4条・第5条許可申請

	提出書類	提出部数	備 考
☐	許可申請書	1	申請書上部に捺印 電話番号等、連絡先を記入
☐	土地の登記事項証明書 (3ヶ月以内のもの)	1	現住所と登記事項証明書記載の住所が異なる場合は、戸籍の附票または住所移転の経過が証明できる住民票を添付
☐	公図 (3ヶ月以内のもの)	1	申請土地を表示する図面 ※隣接土地の所有者と地目を記載し、 <u>道路は赤色</u> 、 <u>水路は青色</u> に着色すること
☐	案内図(位置図)	1	申請地の位置及び付近の状況を表示する地図 (住宅地図等)
☐	農地転用事業計画書	1	転用事業計画についての詳細を記載する 資材置場、駐車場の設置の場合「 <u>資材置場の設置に係る資料</u> 」「 <u>駐車場の設置に係る資料</u> 」を添付すること。
☐	土地利用計画図	1	申請地をどのように利用するかを示した図
☐	平面図(計画図)	1	申請土地に建設しようとする建物又は施設の長さ、位置、高さ及び施設間の距離と排水の経路を表示すること ※被害防除施設も図示
☐	断面図(計画図)	1	申請土地周辺(土地の境界付近を図示) ※被害防除施設も図示
☐	地積測量図	1	申請直前に分筆を行った場合のみ添付
☐	同意書	1	① 申請土地の所有者が複数名による共有であり、その共有者のうち一部の者が、4条申請を行う場合、その他の共有者の同意書 ② 申請土地に抵当権・仮登記等が設定されている場合は、その者の同意書 ③ 申請土地に賃借権等に基づく耕作者がいる場合は、その者の同意書(賃借権の解約を行った場合は不要)
		1	④ 申請土地に隣接農地がある場合は、その者の同意書 ⑤ 取水、排水の関係者がある場合は、その者の同意書
☐	確約書(誓約書)	1	一時転用の場合、「事業完了後、農地に復元すること」を土地所有者と事業計画者との連名で作成

☐	法人の登記事項証明書 又は定款・議事録	それぞれ 1	事業計画者が法人の場合のみ ※法人格を持たない団体等の場合は、規約等を添付
☐	資金証明書	1	全ての申請に「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」として添付 ・自己資金使用の場合 金融機関の残高証明、或いは通帳の写し ・借入金の場合 金融機関の融資証明 ・移転補償費の場合 移転補償に関する契約書の写し ※事業計画者が地方公共団体等の場合は予算の議決書等
☐	農振関係証明書	1	申請地が農業振興地域内である場合 ※ 農林振興課へ除外申請が必要（3月末、9月末締切） ※ 除外済みの場合、農振除外確認書を添付
☐	土地改良区意見書	1	申請地が土地改良区の地区内にある場合 ※土地改良区へ申請が必要（毎月18日締切）
☐	他法令の許認可書等	1	・都市計画法第29条の開発許可 ・砂利採取法第16条の採取計画の認可 ・墓地・埋葬に関する法律第10条の許可 等 ※申請中の許認可等については、許可担当機関の受付印が押印してある申請書等の写しを添付
☐	委任状	1	代理人が申請を行う場合

※上記は一般的な事例の場合であり、申請の内容により上記以外の書類の提出を求める場合があります。

●申請時の注意

- ・転用許可申請の締切は毎月5日です。（閉庁日の場合はその翌日）

書類不備等により受付できない場合には翌月以降に先送りとなりますので、事前相談や余裕を持った申請を行ってください。

連絡先：安来市農業委員会事務局

TEL：0854-23-3360

FAX：0854-23-3383